

## 感染症病床について

### 1. 感染症病床とは

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」に規定する一類・二類感染症、新感染症の患者を入院させるための病床（改正後の医療法第7条第2項第2号）

### 2. 感染症法における感染症の類型

一類感染症：エボラ出血熱、ペスト、ラッサ熱等の5疾患・・・原則入院

二類感染症：ポリオ、コレラ、細菌性赤痢等の6疾患・・・状況に応じて入院

三類感染症、四類感染症には入院措置はない。

新感染症：現在なし。既知の感染症とは明らかに異なる危険性が極めて高い感染症

指定感染症：現在なし。一類から三類感染症に準じた対応が必要な感染症

### 3. 感染症法に基づく感染症指定病院の指定状況

一類感染症→第一種感染症指定医療機関：各県1か所 7都府県10病院（18床）

二類感染症→第二種感染症指定医療機関：各2次医療圏1か所

277病院（1631床）

新感染症 →特定感染症指定医療機関：全国数か所

（市立泉佐野病院指定済み。国立国際医療センター整備中）

（平成12年10月1日現在）

## 結核病床について

### 1. 結核病床とは

結核患者を入院させるための病床（改正後の医療法第7条第2項第3号）

なお、結核予防法では、結核を伝染させるおそれがある患者を結核療養所（＝結核病床）に入所させることとしている。

### 2. 結核病床を取り巻く現状

#### （1）結核の発生動向

新登録患者数は平成9年以降増加中

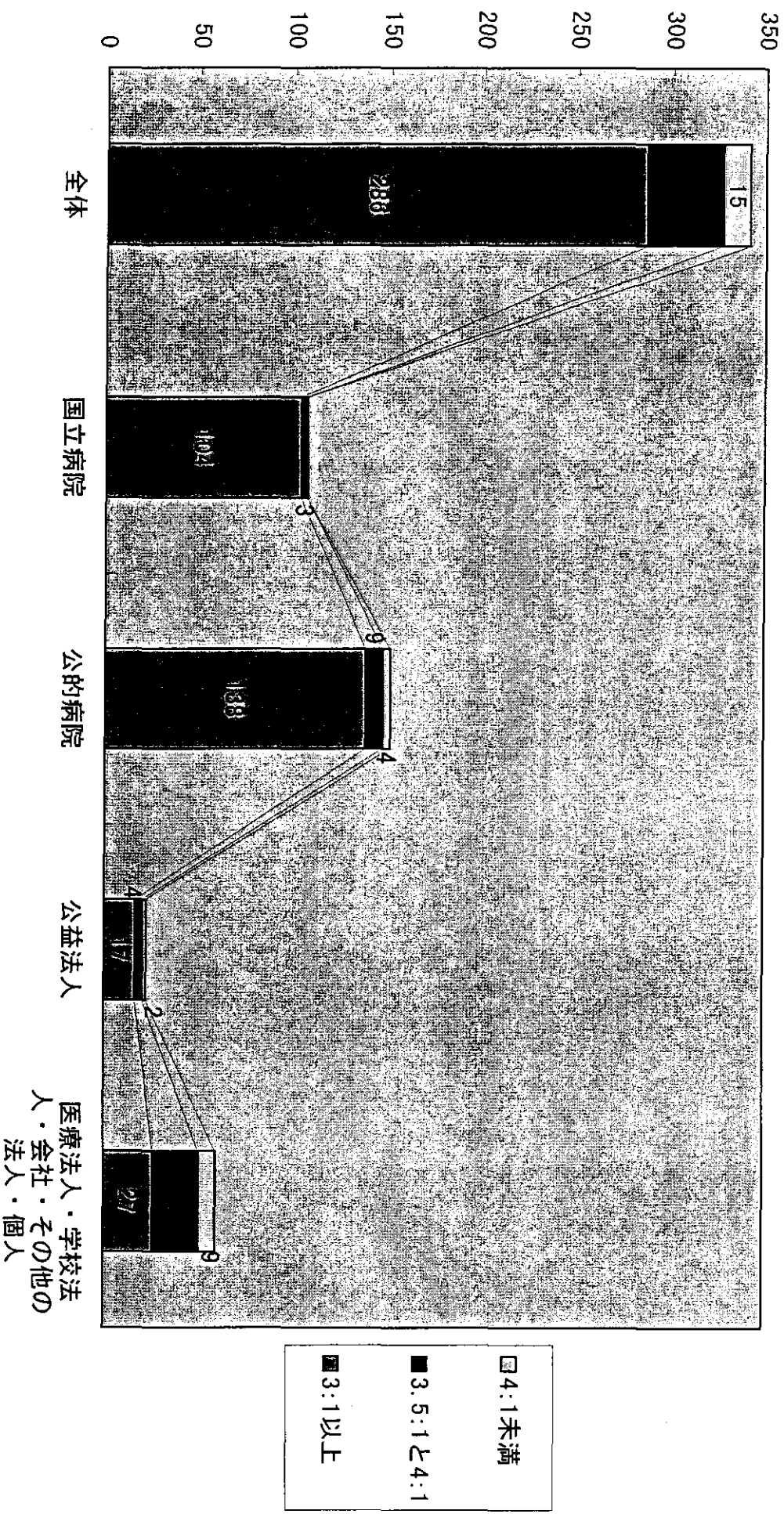
48,264人（11年） 44,016人（10年） 42,715人（9年）

#### （2）結核病床の現状

結核特例を受けていない病院 558病院（平成10年医療施設調査等）

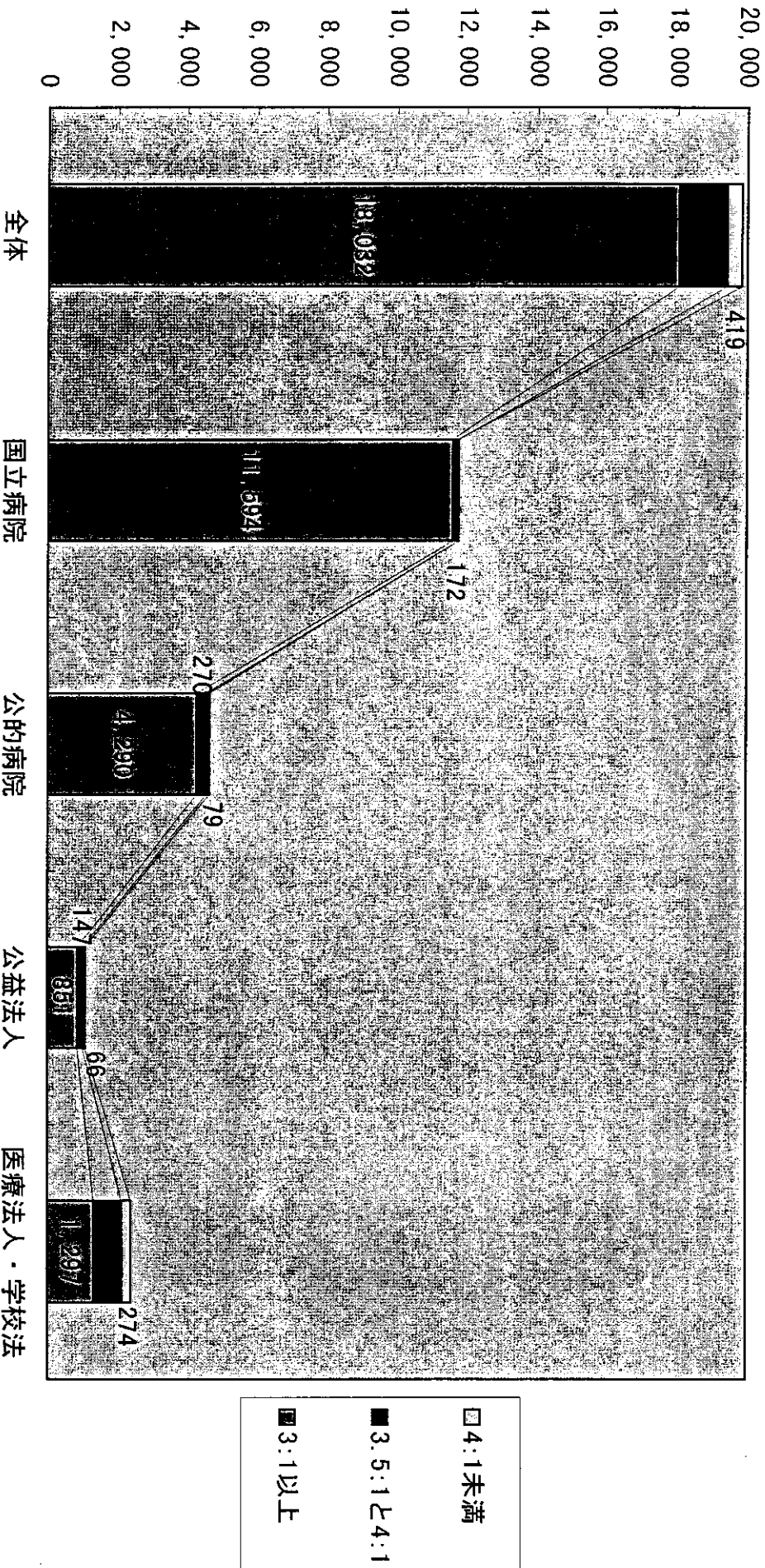
結核特例を受けている病院 4病院（平成12年8月1日現在）

### 病院数（結核病床の看護婦配置基準別）



資料：厚生省「医療施設調査」（平成11年）

### 病床数（結核病床の看護婦配置基準別）



資料：厚生省「医療施設調査」（平成11年）